

地域計画

策定年月日	令和6年11月26日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市山東町梁瀬地域 (大内区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	18.61 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	16.19 ha
② 田の面積	17.83 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.78 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 農業者の9割以上が70歳以上の高齢者である。
- 各家の後継者が家を離れ、農業の担い手不足が深刻である。
- 作物はほとんどが水稻である。
- 磯部川からポンプで揚水し、地区内に流している。揚水に掛かる電気料は年間40万円程度であり、磯部土地改良組合からの賦課金で農地の持主が面積按分で負担している。(一反当たり1,300円)
- 水路も山陰線側は取り換えたが、磯部川からの水路は40年が経過している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 水稻が主要作物であるが、ピーマンや黒豆を栽培している農業者もある。水田の団地化は地形から考えて一部を除いては困難である。
- 集落営農組織の法人化については、農業者は概ね将来的に理解している。ただし、当地区だけでなく磯部地域単位で考える必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- 担い手への農地集約を進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農地を利用していく。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	40 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	------	-------------	------

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

- 現在は担い手が高齢や都会に出ている者の農地を個人で借り受けて耕作している。10年後には現在の担い手が高齢となるため、地区の農業を少数の者(担い手)が担うことになると予想されるため、体制を整えたい。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

- ・担い手を中心に集約化を進め、分割田の間仕切りを取るなど、できるだけ面積を広げる必要がある。
- ・地元を離れている農地の持ち主と連絡を取り、耕作放棄田を無くする取り組みを進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

- ・担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化する。
- ・農地中間管理機構を有効に活用する。

(3)基盤整備事業への取組

- ・土地が山間の狭い場所にあるため、基盤再整備は地理的に困難と思われる。
- ・農地以外の水路や農道等の老朽化防止策を協議、検討する必要がある。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

- ・担い手の意向を確認しながら、育成に取り組む。
- ・市内の認定農業者等の確保も必要である。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・共同防除等JAを通して、業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鹿やイノシシ等の被害対策として侵入防止柵の設置や捕獲を検討する。
- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ⑦耕作放棄地を増やすために農地の保全管理を継続していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				目標地図 上の表示	備考
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積			
利用者	その他農業者 A	水稻	0.47 ha	ha	水稻	0.47 ha	ha			
利用者	その他農業者 B	水稻	0.41 ha	ha	水稻	0.41 ha	ha			
利用者	その他農業者 C	水稻	0.28 ha	ha	水稻	0.28 ha	ha			
利用者	その他農業者 D	水稻、黒大豆	3.97 ha	2.30 ha	水稻、黒大豆	3.97 ha	2.30 ha			
利用者	その他農業者 E	水稻	0.38 ha	ha	自己保全管理	0.38 ha	ha			
利用者	その他農業者 F	水稻、野菜	0.20 ha	ha	水稻、野菜	0.20 ha	ha			
利用者	その他農業者 G	水稻	0.11 ha	ha	水稻	0.11 ha	ha			
利用者	その他農業者 H	水稻	0.27 ha	ha	水稻	0.27 ha	ha			
利用者	その他農業者 I	水稻	0.25 ha	ha	水稻	0.25 ha	ha			
利用者	その他農業者 J	水稻、野菜	0.47 ha	0.12 ha	水稻、野菜	0.47 ha	0.12 ha			
利用者	その他農業者 K	水稻	0.41 ha	ha	水稻	0.41 ha	ha			
利用者	その他農業者 L	水稻、野菜	0.33 ha	ha	水稻、野菜	0.33 ha	ha			
利用者	その他農業者 M	水稻、花木	1.54 ha	ha	水稻、花木	1.54 ha	ha			
利用者	その他農業者 N	水稻	2.84 ha	0.23 ha	水稻、	2.84 ha	0.23 ha			
利用者	その他農業者 O	水稻	0.04 ha	ha	水稻	0.04 ha	ha			
利用者	その他農業者 P	野菜	0.02 ha	ha	野菜	0.02 ha	ha			
計	16経営体		11.98 ha	2.64 ha		11.98 ha	2.64 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAたじま	共同防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

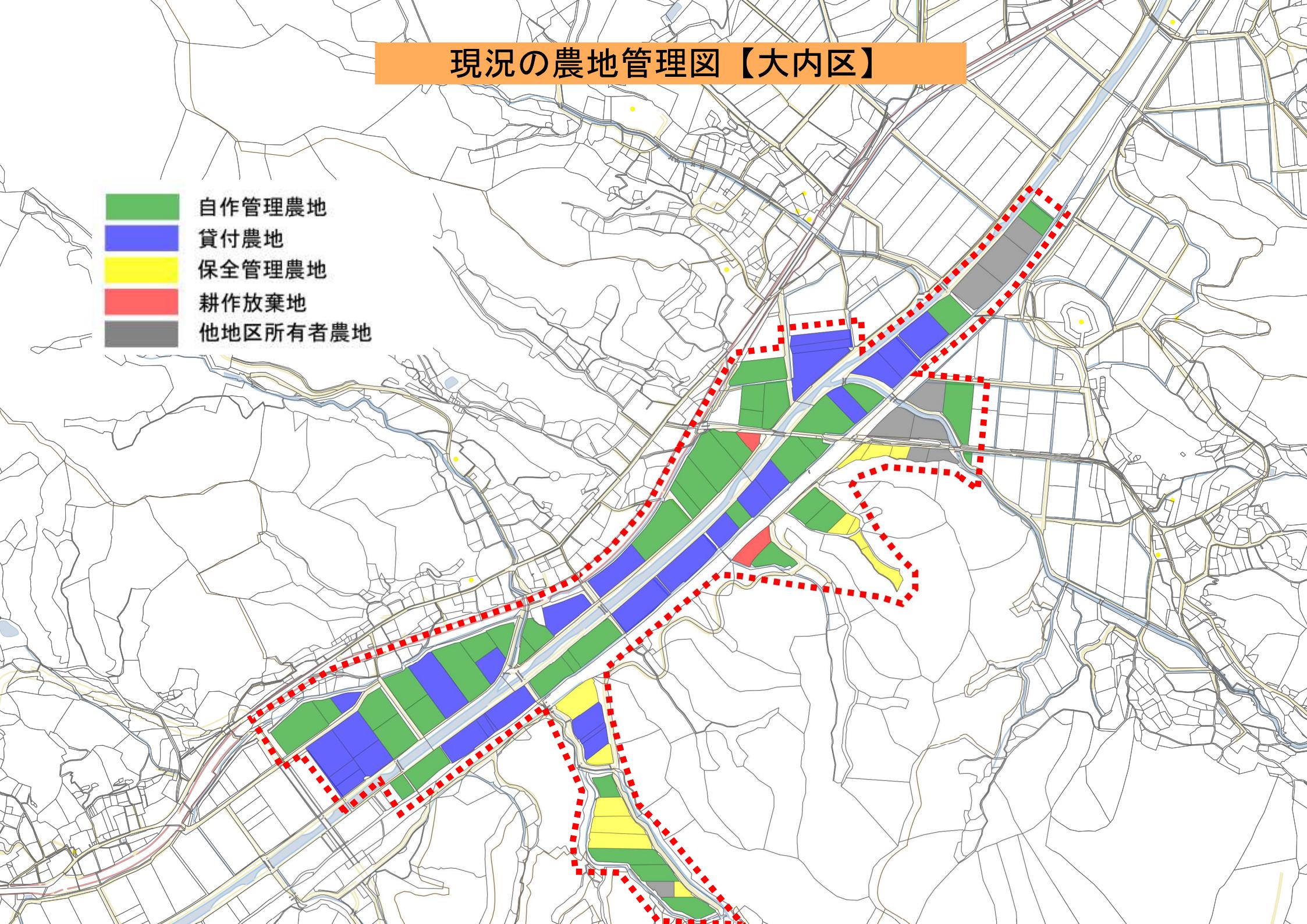
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

現況の農地管理図【大内区】

- 自作管理農地
- 貸付農地
- 保全管理農地
- 耕作放棄地
- 他地区所有者農地



10年後の農地管理図【大内区】

- 自作管理農地
- 貸付農地
- 保全管理農地
- 耕作放棄地
- 他地区所有者農地

